

令和7年10月17日
農林水産省大臣官房参事官(経理)

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

有限会社新名緑化
大分県大分市大字横尾3104-27

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和7年10月17日～令和8年2月16日（4ヶ月）

九州区域(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

3 指名停止理由

有限会社新名緑化の代表取締役が、大分市が令和6年4月15日に行った公園の管理業務委託の指名競争入札をめぐり、元大分市議会議員から複数案件の予定価格を聞いた上で入札に参加したとして、公契約関係競売入札妨害の容疑で令和7年6月17日に大分県警察に逮捕され、同年7月8日に大分地方検察庁に起訴された。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59 経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から当該区域を対象として1ヶ月以上9ヶ月以内